主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人定塚道雄、同大西保、同定塚脩の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(本件文書を有印公文書にあたるとした原判断は正当と認める)。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三八年一二月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	朔	郎